

近防企地第7104号
令和6年11月28日

精華町長 杉浦 正省 殿

近畿中部防衛局長
池田 真人
(公印省略)

陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫等整備について (回答)

当局の防衛行政につきましては、平素から深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、6精財電第542号(令和6年10月21日)により、御照会のありました標記につきまして、別紙のとおり回答いたします。

添付書類：別紙

- 1 この間の（活断層に関する）調査結果に関して、
- ① 分屯地外で明らかとなっている断層に関し、分屯地内の延長線上の現地調査はしたのか。
 - ② 火薬庫配置候補地に、断層がないことを確認したのか。

（答）

- ①・② 近畿中部防衛局は、陸上自衛隊祝園分屯地内に火薬庫等を整備するに当たり、精華町からのご要望を踏まえ、基本検討業務の中で、活断層について文献による調査を行いました。
- その結果、現時点で、奈良方面から分屯地の南縁及び東縁にかけて、活断層の可能性のある地形が分布しているものの、分屯地の南縁及び東縁以北においては分布していないことを確認いたしました。

- 2 火薬庫の強度・耐震性に関して、
- ① 従来の回答は、一般論ではなく祝園分屯地固有のものとして理解してよいか。
 - ② 震度7に耐えうると説明されている。解釈として、火薬庫自身が倒壊しないという意味なのか、又は保管している火薬類に異変が生じないという意味なのか、どちらと理解すればいいのか。
 - ③ 火薬庫内の弾薬類が爆発しえない理由を科学的に説明されたい。また、どのような条件下で爆発の危険性が高まるのかを科学的に説明されたい。

（答）

- ① 火薬庫の強度・耐震性に関しては、防衛省・自衛隊として整備する火薬庫一般に共通する内容ですので、祝園分屯地において整備する火薬庫にも当然ながらあてはまる内容とご理解ください。
- ②・③ 整備する火薬庫自体が、一般的に、耐震基準を定める建築基準法などの関係法令に基づけば、大規模地震（震度6強～7に達する程度）に対する耐震強度を有しているものと認識しています。
- その上で、火薬庫への弾薬の保管は、「火薬類取締法」等の関係法令をふまえ、火薬類を取り扱う隊員へ安全管理に関する必要な教育を行い、必要な警備体制をとり、関係者以外の立入や引火性物質の持ち込みを禁止し、火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積せず、火薬庫に入る際には、静電気を除去し、火薬庫内の換気に注意し、温度変化を少なくするなどの手段を講じ、適切に保管しています。

3 環境保全に関して、

- ① P F A S 自体を「現在保有していない」との回答でした。含有されている物質（撥水性・テフロン加工など）の保有もないのか。
- ② 過去における保有・使用に関して、2010年以前のデータの保有を明確に回答されていない。P F A S の特性からも、探して明示されたい。
- ③ 分屯地内で使用する水は、自己浄水・自己浄化と認識している。排水時の浄化能力と化学物質の除去能力の有無を明確にされたい。

(答)

- ① 現在、弾薬、燃料、塗料、消火剤等の化学物質を陸上自衛隊祝園分屯地で保管しておりますが、PFOSをはじめとした、法令により規制の対象となる化学物質については、貯蔵、使用されることはありません。
- ② 陸上自衛隊祝園分屯地においては、2010年3月までの、P F O S 等を含む泡消火薬剤の使用量や使用期間を確認できる記録を現在保有しておらず、回答することが困難であることをご理解ください。
- ③ 祝園分屯地において発生する排水については、建築基準法および浄化槽法に基づき設置・管理されている浄化槽により処理されており、水質についても浄化槽法の水質基準内であることを検査により確認しております。

4 危険性と安全確保に関して、

- ① 前回回答の震度のみならず、ガル・マグニチュードなど科学的な回答を。
- ② 弾薬を自衛隊員が扱う際の安全確保策を示されたい。
- ③ 前回回答14-④にある「誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではありません」の解釈を分かりやすく示されたい。

(答)

- ① ガルやマグニチュードに基づく耐震基準については法令に定めがないと承知しており、一般的に耐震基準を定める建築基準法などの関係法令に基づけば、大規模地震（震度6強～7に達する程度）に対する耐震強度を有しているものと認識しています。
- ② 弾薬の保管は、火薬類取締法、自衛隊法等の関係法令に基づき適切に行っており、安全性に関しては、火薬類を取り扱う隊員へ安全管理に関する必要な教育を行い、必要な警備体制をとり、関係者以外の立入や引火性物質の持ち込みを禁止し、火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積せず、火薬庫に入る際には、静電気を除去し、火薬庫内の換気に注意し、温度変化を少なくするなどの手段を講じ、適切に保管しています。
- ③ 前回の回答のとおり、あくまで遮蔽物のない場合を念頭に置いたものであって、具体的には、演習場の原野における訓練時に自衛隊員が取り扱う場合などを想定した記述であり、誘導弾が火薬庫に保管されている場合を想定したものではありません。

5 隊員に関して、

- ① この間、マスコミ報道だけでも、頻繁に自衛官がらみの事故・事件が報道されている。業務上の秘密漏洩やハラスメント、プライベート面でも多々の反道徳的行為が散見される。総合的な対策を伺う。
- ② 前回回答では「新隊員教育」においてはと限定的な回答だった。法令順守・ハラスメント・人権尊重は、初任時だけでなく継続的になされるべきと考える。再度、隊員教育システムを明確にされたい。

(答)

① 【秘密漏えい】

今般の一連の事案において、外部への漏えいは一切確認されていませんが、多数の事案が確認されたことは、極めて深刻に受け止めています。

このため、保全教育資料を再構成し、保全教育を事務次官・各幕僚長を含む全組織に徹底するとともに、内容や効果について組織として検証するなどの再発防止策に取り組み、省全体の情報保全体制の抜本的強化に全力をつくしているところです。

【ハラスメント等】

各自衛隊の部隊等においては、あらゆる機会を通じてハラスメント防止教育や職務指導を実施しています。

- ② 自衛隊では、あらゆる機会を通じて、例えば、法令遵守、ハラスメント防止、基本的人権の尊重等について、継続的に教育しています。

6 自衛隊・基地情報に関して、これまでの回答では「能力が明かになる恐れがあり、答弁控える」旨が多用された。しかし、この間の地上波テレビ番組でも、トップシークレットとされている潜水艦の内部にカメラが入り、若手隊員の訓練状況を顔出しでの取材を許可されている。明らかにダブルスタンダードである。また、秘匿すればするほど、住民の中での不安が増殖する。その結果、「危険な精華町から転出したい」との声も出始めている。

- ① 今回も「火薬庫 8 棟」と種類と量数を明確にされており、回答に整合性がない。住民の不安解消のためには、真の防衛機密以外の説明は、積極的にされるべきと考える。基本的見解を伺う。
- ② 「抑止力論」は、理論的に崩壊している。それは、各国の防衛力・軍事力は可変であること。つまり、常に相手国より上の意識が働くので、絶対的な抑止力は存在しえないことにある。仮に抑止力があるとしても、80 数年前の我が国の戦い方、またこの間の国際情勢からも、「勝てないかもしれないが攻撃する」精神を持つ個人や組織・国が存在する。見解を伺う

(答)

- ① 陸上自衛隊祝園分屯地における予算要求等に係る新たな火薬庫の棟数をお示したのは、予算要求の透明性の確保及び地元自治体等に出来る限りの内容を説明させて頂くためです。また、これまでも火薬庫の安全性等に関して、防衛省・自衛隊として開示可能な情報については、地域住民の方々の安全・安心に資するよう、貴町からの累次のご質問にも文書により回答してきたところです。他方、火薬庫に保管する弾薬の種類や数量などについては、その詳細を示すことにより自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるため、具体的にお答えできないことをご理解ください。
- ② 防衛省・自衛隊は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているとの認識の下、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合は、これを阻止・排除し、我が国を守り抜くため、防衛力の抜本的強化を進めております。陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫の整備を含め、防衛体制の強化を進めていくことで、我が国の防衛に係る意思と能力を示すとともに、我が国の能力を過小評価させないこと等により、我が国への攻撃の可能性そのものを低下させ、国民の安心安全につながるものであると考えています。

7 1960年の「確認書」に関し、国会・町議会などで「契約的意味合いのない文書」と条件つけずに明言されている。

- ① その場合、確認書内にある「核兵器持ち込まず」も、約束できないものと解釈できる。そのような理解でよろしいか。
- ② 契約的意味合いのないとの解釈は、誰が・いつ有権的に確定させたのか明確にされたい。

(答)

- ① 日本国政府は、非核三原則により、政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持しており、当然ながら陸上自衛隊祝園分屯地においても、核兵器を持ち込む想定はありません。
- ② ご指摘の確認書については、昭和35年当時、精華町と防衛庁が精華町からの要望とそれに対する回答を確認し、記録したものであり、いわゆる契約的な意味合いを持つものではないという認識で精華町とも一致しているところです。

8 事故を含む有事の対応に関して、

- ① 精華町消防本部との関係・連携・情報共有は、説明された。要は、全住民を安全・迅速・確実に避難させられるかどうか問われている。前回回答では、政府がその主体であり、自治体や消防はその指揮下で協力すると解釈できる。全住民の完全避難計画を明確に示されたい。
- ② 前回回答で、政府が精華町内のいくつかの施設を「緊急一時避難施設」に指定していることを理解した。指定施設は、町の防災計画にも明記されておらず、表示もされていない。この施設が果たす役割や施設スタッフの義務などに関して、分かりやすく説明されたい。

(答)

- ① 前回の回答のとおり、国民保護法においては、政府や地方公共団体等による適切な役割分担のもと、相互に連携協力し、住民の避難等の措置を的確かつ迅速に実施することとしております。

住民の避難計画、いわゆる避難実施要領は、武力攻撃事態等の段階において、京都府から発出される避難の指示を受け、平素において作成された避難実施要領のパターン等に基づき、市町村にて策定されるものと承知していますが、防衛省・自衛隊としても、適切な役割分担の下、避難実施要領のパターンの策定、見直しについて、貴町に国民保護協議会の委員として任命していただいている第4施設団第102施設器材隊長を通じて協力していきます。

- ② 緊急一時避難施設は、弾道ミサイルによる爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点からの、コンクリート造りの堅ろうな建築物又は地下施設であり、国民保護法に基づき、施設管理者の同意を得て、都道府県知事（指定都市にあっては市長）が指定をしております。

その上で、国民保護法に基づく避難施設の指定は、あくまでも既存の施設の活用を目的としたものであり、指定に伴い、法律上、コスト面や運用面での追加的な負担や義務を施設管理者に課すものではなく、当該施設の従業員等に対し、新たに何らかの義務を課すことも想定していないと承知しています。

なお、避難施設の指定に関しては、京都府国民保護計画では「府は、定期的に、国の定める標準的な項目に従って、避難施設の指定情報等を整理し、国に報告するとともに、国において整備されるデータベースを活用して、市町村、府警察、消防機関及び近隣府県と情報の共有化を図る。また、市町村、府警察、消防機関等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等必要な情報を府民に周知する」との記載があり、精華町国民保護計画では、「町は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。」こととされていると承知しております。

- 9 前記7でも記述したが、「核持ち込まず」まで約束事でないとの見解を確認した。そうであるならば、分屯地およびその周辺における放射線の定点測定と公表が、住民の信頼を得る方法となる。実施されるのか示されたい。

(答)

日本国政府は、非核三原則により、政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持しており、当然ながら陸上自衛隊祝園分屯地においても、核兵器を持ち込む想定はありません。

10 住民との向き合い方に関して、自治体の長や議員の根源は、自治体住民です。しかし、この間の住民との対応では、数カ月間回答をしない（その間、自治体には対応している）、文書での回答を拒否されるなど、民主主義の基本理念にそぐわない対応をされている。

- ① 防衛政策も、国民の理解があつてこそ実効性が確保される。その視点からも、国民に対する真摯な説明をされない理由を伺う。
- ② 前記の対応をされてきた理由を示されたい。
- ③ 自治体や議会に対する説明時にも、「適切」などの受け手の解釈に委ねる用語を多用されている。これは、丁寧な説明でもなく、将来にわたり解釈相違を発生させるリスクがある。具体的な説明を求めるが、いかがか。
- ④ これまでは、火薬類取締法などを遵守する旨の回答をされている。しかし、自衛隊法は法体系上特別法であり、自衛隊法に定めがある場合は一般法を遵守しないことも理論上は可能である。そのことを一切明言されないことは、かえって不信を増幅させる。特別法理を発動しないと明言できないなら、具体例示を基に自治体及び住民に真摯に説明すべきと考えるが、見解を伺う。

(答)

①・②・③ 陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫整備については、地元の関係自治体に対し、令和5年2月以降、累次にわたり、その計画の概要や調査の進捗状況等をご説明するとともに、貴町からのご要望やご質問に対しては、文書による回答を行ってまいりました。また、説明に使用した資料や質問に対する回答については、近畿中部防衛局のHPに掲載するなど、広く周知・広報に努めているところであり、貴町においても、議会への報告やHP掲載等により広く周知・広報をいただいているところと承知しています。防衛省・自衛隊としては、今後とも、貴町からのご質問・ご要望に応じて、火薬庫整備の計画や進捗状況を説明してまいりたいと考えております。

また、防衛省・自衛隊としては、今後、実施設計等を進める中で、火薬庫の工事計画が具体化してきた際には、工事内容等について、近隣地区住民への説明を行いたいと考えております。

④ 自衛隊法においては、火薬類取締法における販売営業の許可や、消費に際しての手続き等に係る一部の規定が適用除外とされていますが、保安距離を含む火薬庫の構造や貯蔵に係る技術上の基準、運搬等の規定においては、火薬類取締法の適用対象となっております。

以上」